

令和5年安曇野市議会 6月定例会 追加提案説明書

目次

議案第 62 号.....	1
議案第 63 号.....	2
議案第 64 号.....	3
議案第 65 号.....	4
議案第 66 号.....	5
議案第 67 号.....	6
議案第 68 号.....	7
議案第 69 号.....	8

議案第 62 号

松本市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道利用区域A）

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり松本市と協議したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1 利用に供する施設は、犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業梓川処理区第 6 処理分区横沢幹線です。
- 2 利用区域は、別図に示す利用区域 A、安曇野市三郷明盛 5106 番 3 です。
- 3 利用方法は、下水道使用料の徴収については、安曇野市公共下水道条例の規定によるものとし、長野県犀川安曇野流域下水道への汚水処理負担金は、安曇野市が負担するものとします。
また、受益者分担金の納付については、松本市公共下水道事業計画区域外汚水の放流に関する事務取扱要綱の規定によるものとします。
- 4 松本市公共下水道施設の維持管理に要する経費の負担については、その都度協議することとします。

説明は以上です。

議案第 63 号

松本市の公の施設の利用に関する協議について（公共下水道利用区域 B， C）

地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり松本市と協議したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

- 1 利用に供する施設は、犀川安曇野流域関連松本市特定環境保全公共下水道事業梓川処理区第 6 処理分区横沢幹線です。
- 2 利用区域は、別図に示す利用区域 B、安曇野市三郷明盛 5100 番 2 外 9 筆、利用区域 C、安曇野市三郷明盛 5088 番 2 です。
- 3 利用方法は、下水道使用料の徴収については、安曇野市公共下水道条例の規定によるものとし、長野県犀川安曇野流域下水道への汚水処理負担金は、安曇野市が負担するものとし、ます。
- 4 松本市公共下水道施設の維持管理に要する経費の負担については、その都度協議することとします。

説明は以上です。

議案第 64 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、市営堀金霊園における外灯倒壊事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

1 損害賠償の相手方

市内在住者 2 名です。

2 事故の概要

令和 4 年 10 月 17 日から 25 日の間に、市営堀金霊園において、外灯 1 基が溶接部分より倒れ、隣接する聖地 2 区画の縁石及び灯籠を損傷させたものです。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は、市が所有する施設の安全管理不備であり、安曇野市の過失を 100% とし、本件事故の損害の解決金として、相手方 1 に対し 201,850 円を、相手方 2 に対し 1,564,698 円を賠償するものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しました。

説明は、以上です。

議案第 65 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、公用車による物損事故及び人身事故に係る損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

1 損害賠償の相手方

相手方 1

東筑摩郡朝日村在住者です。

相手方 2

松本市在住者です。

相手方 3

北海道札幌市東区在住者です。

2 事故の概要

令和5年3月15日、公用車を運転中に松本市鎌田1丁目、国道19号鎌田交差点において、赤信号で停車中にブレーキペダルから足が滑り、アクセルペダルを踏んでしまい、前方に停車していた車両2台に玉突きで追突した物損事故及び人身事故です。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は、当市の施設の管理を行わせる指定管理者が雇用する運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とし、本件事故の損害の解決金として相手方1に対し1,317,822円、相手方2に対し131,619円、相手方3に対し2,131,268円を賠償するものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しました。

説明は以上です。

議案第 66 号

安曇野市消防団消防ポンプ自動車（^{シーディー ワンがた} C D - I 型）の購入（令和 6 年度債務負担行為）に係る売買契約について

安曇野市消防団消防ポンプ自動車（^{シーディー ワンがた} C D - I 型）の購入（令和 6 年度債務負担行為）について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号 及び 安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 安曇野市消防団消防ポンプ自動車（^{シーディー ワンがた} C D - I 型）の購入
(令和 6 年度債務負担行為)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 29,612,970 円
- 4 契約の相手方 ^{いししぼ}松本市石芝 4 丁目 4 番 27 号
コバボーシステム株式会社
代表取締役 ^{みやした すすむ}宮下 進

説明は、以上です。

議案第 67 号

令和 5 年度西穂高認定こども園改修事業大規模改修工事請負契約について

令和 5 年 5 月 16 日一般競争入札に付した令和 5 年度西穂高認定こども園改修事業大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 及び 安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 西穂高認定こども園改修事業 大規模改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 4 2 3, 5 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 長野県安曇野市穂高 5071 番地 2
株式会社 武井組
代表取締役 ^{とどろき} 等々力 ^{みつる} 充

説明は、以上です。

議案第 68 号

令和 5 年度豊科保健センター大規模改修工事請負契約について

令和 5 年 5 月 16 日一般競争入札に付した令和 5 年度豊科保健センター大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 及び 安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 豊科保健センター大規模改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 238,700,000 円
- 4 契約の相手方 長野県安曇野市豊科 4932 番地 39
株式会社 佐原建設
代表取締役 さばら よしひこ 佐原 良彦

説明は、以上です。

議案第 69 号

令和 5 年度三郷体育館耐震補強工事請負契約について

令和 5 年 5 月 30 日一般競争入札に付した令和 5 年度三郷体育館耐震補強工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号 及び 安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 三郷体育館 耐震補強工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 224,400,000 円
- 4 契約の相手方 長野県安曇野市穂高 1054 番地 4
吉川・山共特定建設工事共同企業体
代表 吉川建設株式会社 あづみ野営業所
所長 したち ゆういち 設楽 雄一

説明は、以上です。